

令和8年度大分県農業支援サービス事業活用促進イベント運営管理業務委託  
提案競技（プロポーザル方式）募集要項

令和8年度大分県農業支援サービス事業活用促進イベント運営管理業務委託に係る提案競技等については、関係法令に定めるもののほか、この提案競技（プロポーザル方式）募集要項によるものとする。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

令和8年度大分県農業支援サービス事業活用促進イベント運営管理業務委託

(2) 履行方法及び場所

現地開催（大分県内）

(3) 業務概要

別添「令和8年度大分県農業支援サービス事業活用促進イベント運営管理業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 委託費の上限

2,994,750円（消費税及び地方消費税を含む）

2 担当課及び担当者

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課 経営体育成班（担当 久井田）

電話：097-506-3598、FAX：097-506-1758

E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp

3 スケジュール

(1) 募集要項等の公表	令和8年5月1日（金）	
(2) 質問書の受付期限	令和8年5月15日（金）	
(3) 参加申込及び企画提案書の提出期限	令和8年5月22日（金）	
(4) 審査会の実施	令和8年5月29日（金）	※予定
(5) 審査結果の通知	令和8年6月 5日（金）	※予定
(6) 委託契約締結及び事業開始	令和8年6月	※予定

4 参加資格要件

提案競技への参加は、次の各号の要件を全て満たす者としします。

なお、参加資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であり、本県知事等から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する

法人格を持つ団体であること。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

## 5 提案競技にかかわる手続等

### (1) 参加申込

提案競技に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

#### ア 提出期限

令和8年5月22日（金）17時（必着）

#### イ 提出方法

電子メールによりPDFファイル等で提出すること。

件名は「(提案競技参加申込) 令和8年度大分県農業支援サービス事業活用促進イベント運営管理業務委託」とし、必ず電話で到着を確認すること。

#### ウ 提出書類

- ・参加申込書（様式2）
- ・会社概要書（様式3）
- ・運営管理業務委託に係る実施体制（様式4）
- ・経費見積書（様式5）
- ・誓約書（様式6）
- ・過去5年間に類似事業を受託した実績（様式7）
- ・企画提案書（別紙1の記載事項に係る資料）

#### エ 提出先

大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-3598、FAX：097-506-1758 E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp

オ 注意事項

- ・ 1者につき、1提案とします。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。
- ・ 提出後の企画提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。但し、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ・ 提出後に都合により参加を辞退する場合は、速やかに申し出てください。
- ・ 提出された企画提案書等は、応募者に無断で本業務の契約候補者の選定以外の目的に使用しません。但し、審査作業に必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。
- ・ 提出後に参加資格を有していないことが判明した場合、審査会への参加は認めません。

(2) 質疑応答

ア 質問の方法

質問しようとする者は、質問書様式（様式1）により、上記2の担当課まで電子メールにて提出してください。なお、提出した場合は、必ず電話でメールの到着を確認してください。

イ 質問書の提出期限

令和8年5月15日（金）17時（必着）

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、メールにて5月19日（火）までに回答します。

6 審査会の開催について

(1) 開催日時

令和8年5月29日（金）13：30～（予定）

(2) 開催場所

大分県庁舎本館10階101会議室

(3) 開催方法

提案者はオンライン（zoom）による説明とします。

(4) 提案方法

1提案当たり持ち時間25分（うち説明15分、質疑応答10分程度）とします。

(5) 注意事項

通信費など審査会での提案に係る費用は応募者の負担とします。

7 審査及び結果の通知について

(1) 審査方法について

別添2（審査基準）に基づき、別に定める審査会に諮り、最優秀者を1者選定します。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査します。

(2) 結果通知

審査後、参加申込者全員に、速やかに電話またはメールでの通知を行います。

なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

(3) 契約候補者

審査で総合的に最も優れた者を契約候補者とし、契約締結交渉を行います。

なお、最も優れた者との契約交渉が不調となった場合は次順位者を契約候補者として契約交渉を行います。

提案者が1者のみの場合は、審査合計点が審査基準で定めた基準点以上を満たすときは契約候補者とします。

## 8 契約に関する事項

(1) 契約の手続き

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について新規就業・経営体支援課と協議を行い、県と委託候補者との間で業務内容及び契約金額について合意に達した場合に契約書を取り交わすものとします。

(2) 契約保証金

大分県契約事務規則第5条第3項第9号により契約保証金を免除します。

(3) 変更協議

契約締結後、より効果的に事業を実施するために業務の内容に変更が生じた場合は、受託者と県で協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとします。

(4) 委託料の支払

委託業務完了後、県の完了検査を経て、受託者の請求に基づき委託金を支払うこととします。

なお、委託金の一定の範囲まで前金払いすることも可能ですが、前払い請求の内容については、契約の中で取り決めることとします。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を行うにあたり取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

ア 本事業は大分県の委託事業のため、事業の成果は大分県に属します。

イ 本業務にかかる記録として写真等の撮影にあたっては、大分県ホームページ等に掲載することがあるので、あらかじめ関係者に了承を得るものとします。